多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置

(国家戦略特別区域法 第37条の2)

規制改革の内容

特例措置前

・仕事と生活の調和の実現等に資するテレワークの推進を図るため、更なる周知啓発を行うとともに、企業における労務管理上の課題等に対応するため、導入支援を行うことが必要。

特例措置

・国及び地方公共団体で、「テレワーク推進センター」の共同設置が可能に。

国は専門的な助言・相談、地方公共団体は対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等をワンストップで実施。

効果

・テレワーク導入促進による多様な働き方の推進。

規制改革の概要

テレワークを導入しようとする企業等に対する 各種相談支援をワンストップ化

情報提供

(地)セミナーの開催 体験コーナーの設置 等

(国)リーフレット

冊子等の配置等

相談、助言等

(国)労務管理の在り方等の

企業向けコンサルティング

働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の相談等の対応 等

東京テレワーク推進センター(平成29年7月設置)

〇所在地:

東京都文京区

- 〇主なサービス:
 - ・テレワークの体験機会の提供
 - ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
 - ・コンサルタントの派遣
 - ・働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の 相談等の対応
 - ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの 就職面接会や企業説明会の実施等